

## 費用負担のあり方の見直し

ろうあ連盟は手話を共通言語とする聴覚障害者団体であり、基本的には地域生活支援事業に組み込むこととされている手話通訳関連事業がどのようになるのかということに最大の関心がありますが、聴覚障害者のなかには視覚障害、知的障害、精神障害など他の障害を併せ持つ重複聴覚障害者も多数おり、彼らへの自立支援給付、介護給付がどのようになるのかということも無視できないものがあります。

特に費用負担のあり方について、上限額の設定があるとはいえ、サービスの利用に応じてその費用を定率負担する、いわゆる応益負担は重複聴覚障害者の生活にきわめて大きな影響を及ぼすものとして、見直しを要望します。

聴覚障害、また視覚障害や知的障害など単独の障害者でさえ就労が極めて厳しいなかにあつて、重複聴覚障害者にとっての就労の場は皆無に等しく、共同作業所などで得られるわずかな収入と月額約 8 万円の年金に頼っています。こうしたなかで、障害ゆえに生きるための負担を新たに生じさせることは「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という憲法 25 条に定められている権利を圧迫するものとして、容認しがたいものがあります。

当初に盛り込まれていた家族の所得を含めての負担からあくまで個人の所得での負担に修正されることは、障害者の個人としての尊厳、自立を保障するという自立支援法の理念から歓迎されることですが、生活保護法の水準以下の所得しかない重複聴覚障害者に費用負担を求める応益負担は個人の尊厳、自立を保障するどころか、それに逆行するものとなるのではないのでしょうか。

改革のねらいに「公平な負担」ということがありますが、負担することによって困難な生活がよりいっそう困難になる方にまで負担を求めることは「公平な負担」と言い切れるのでしょうか。

確かに所得により 10%負担ではなく 5%負担とするなど負担の軽減を図るという方法もあると思いますが、それでも費用負担を求めることに変わりはなく、上限額が設けられたとしても負担が厳しい方に定率の費用負担を求めることはサービス利用の抑制のねらいがあるのではないかと勘繰らざるを得ません。もしそうだとしたら自立支援法のねらいに逆行するものと言わざるを得ないでしょう。

以上のことから、応益負担ではなく、個人個人の所得を保障したうえでの負担を求めるシステムへと見直しを求めたいと思います。

## 障害福祉基盤の整備について

ろうあ連盟にとっての最大の関心事である手話通訳派遣事業が、これまでの障害者社会参加総合推進事業(メニュー事業)から法に基づく事業として、すべての市町村にゆきわたることは誠に歓迎すべきことですが、それに伴う基盤整備が立ち遅れているため、果たして障害者自立支援法(地域生活支援事業における手話通訳等派遣事業)が本当にそのねらいを発揮できるのかどうかという懸念があります。

国による手話通訳関係事業は昭和 45 年の手話奉仕員養成事業の開始から 35 年が経過しましたが、なおも市町村における手話通訳派遣事業の実施は全市町村の 4 %にとどまっています。また、厚生労働省の公認資格である手話通訳士は平成元年からこれまで 16 回の試験が行なわれましたが、認定者は約 1,445 人とどまっています。福祉関係資格の中ではもっとも少数と思います。

その背景にはいくつかの問題がありますが、手話通訳が職業として自立できない、すなわちボランティアという見方が根強く、職業として携わっている場合においても、その雇用条件、待遇が極めて厳しいため、手話通訳者をめざそうとする人材がなかなか増えないという問題、また事業主体も専門の手話通訳士を採用することなく、すべてを登録ボランティアに依存する傾向が強いという問題があります。これは例えば同じ聴覚障害関係の資格である言語聴覚士と比べてみれば明らかなことと思います。

手話だけでなく手話通訳も含めて可能な手話通訳者が慢性的に不足しているという状況があり、これを養成する講師もまた職業として確立されておらず、大多数がボランティア的に養成に携わっている状況があります。手話通訳者の養成システムとそのための人材と予算確保が強く求められています。こうした点が不十分な状況、つまり基盤整備が十分になされていないなかでの障害者自立支援法(地域生活支援事業)は画餅になるおそれがあり、この点についていかがお考えでしょうか。

障害者自立支援法案(地域生活支援事業)では、こうした事業は都道府県が行なうものとされていますが、今回の法案審議ではサービス提供が論議的になり、その前提、背景となる基盤整備について十分な論議がなされていないように思われます。こうした基盤整備について、もっと具体的な方向性を示すととともに、予算配分についてもサービス提供と基盤整備が均衡の取れたものとなるようにしていただきたいと思います。

## 障害福祉計画の策定について

障害者自立支援法では障害福祉サービスや地域生活支援事業の提供体制の確保を図るために都道府県及び市町村は障害福祉計画を定めることとされていますが、この障害福祉計画を定めるにあたっては必ず障害ごとの当事者団体、関係機関の意見も踏まえたものとしていただきたいと思います。

障害福祉計画を策定するにあたっての根拠となる数値はこれまでの実績(統計データ)に頼ることなく、行政には見えない隠れたニーズも把握した上での計画であるべきと思います。特に地域生活支援事業に盛り込むこととされている手話通訳派遣事業について、今後、事業を実施する市町村が拡大するにつれて、潜在していたニーズが表に出てくるのが十分に予想されます。現に手話通訳派遣事業が実施されていない町村部では現在、都道府県が行なっている手話通訳派遣事業が利用できるにも関わらず、聴覚障害という情報障害もあってその事業の存在を知らない聴覚障害者がまだまだ多数います。

また、派遣事業は手話通訳者がいてこそ成り立つものであり、その手話通訳者の養成も含めた計画であるべきであり、市町村職員が直接的に手話通訳者を養成できない以上、実際にその養成を担っている聴覚障害当事者団体ないしは都道府県の聴覚障害者情報提供施設など関係団体・機関とも協議した上で計画が作成されるべきであると思います。

以上のことから、障害福祉計画を定めるにあたっては個別の障害当事者団体、関係機関の意見も踏まえるべきであることを法的にも明らかにしていただきたいと思います。(法案では「住民の意見を反映」となっていますが、これでは障害と関係のない方の意見を反映させるにとどまるおそれもあるので、具体的に明記が必要と考えます)

## 障害者雇用の促進に向けて

今回の障害者雇用促進法の改正によってこれまで対象外であった精神障害者が含まれることになるなど、一定の前進があるものと評価できるものの、障害者雇用の促進に向けた根本的な改革にはつながりえないように思われます。雇用の問題はいくらすばらしい法律を作っても、雇用する側、すなわち企業等の理解なしにはその実効性は発揮できないでしょう。残念ながら、障害者雇用に理解と熱意のある企業はまだまだ少数であり、法定雇用率を達成していない企業が多数あるのも事実と思います。

障害者雇用は企業の理解が前提とはいえ、なかなか理解が進まない現状においてはある程度の強制力を発揮させることも必要ではないかと考えます。また、障害者雇用促進のためには雇用促進法の中身の問題だけでなく、雇用促進法そのものをいかに我が国の政策、施策と結び付けていくかという観点からの論議が必要ないように思います。

このようなことから、一つの方策として、中央省庁やその出先機関が物品等の調達、業務の委託、公共事業の発注などで競争入札を行なう場合に、その参加資格に「障害者雇用促進法に定める法定雇用率を達成していること」という条件を付加することによって、未達成企業に対して法定雇用率達成への意欲を持たせることを要望したいと思いません。

競争入札は本来的には公平であるべきですが、法定雇用率を達成している企業とそうでない企業を「公平」に扱うことはかえって「不公平」になるのではないのでしょうか。

「自民党は財界の意向をはねつけてでも改革を断行する」という頼もしいことばをうかがいましたが、これを実践する意味でも、ぜひ実行に移していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。